

2005年7月22日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
理事長 内藤 喜之 殿

全国大学高専教職員組合  
中央執行委員長 関本 英太郎

### 地域給の導入など「給与構造の見直し」に反対する要求書

貴職の高等教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、人事院は今年の勧告において地域給導入等の「公務員の給与構造の基本的見直し」を行うため作業を進めています。

今回の地域給導入の問題は、第1に、国家公務員の俸給表は、官民比較による全国平均ではなく、基本的に全国の中でもっとも賃金の低い地域の賃金水準にあわせて5%程削減した俸給表を新たに作るという考え方です。これは、国家公務員の賃金制度の大きな変更であり、労働条件の重大な改悪です。

第2に、国家公務員は全国に配置され、同様の公務を担っており、本来、基本的給与は、同一水準とすべきです。その基本的給与について、俸給をもっとも低い地域の水準にあわせて、地域間の官民給与の較差は、新たに新設する地域手当で調整し、地域間の格差を拡大する方式は公務の特性に照らして合理的な理由がありません。また、地域給の導入は、全国的にバランスのとれた人材確保・配置、人事交流にも困難をもたらすものです。

第3に、先頃貴職は、「国立高等専門学校の役職員の報酬・給与等について」を公表されましたが、これによりますと職員の平均給与については国家公務員平均給与をかなり下回っている実態となっており、高専教職員の給与を人勤に合わせ減額する理由とならないこと。

第4に、「給与構造の見直し」等が行われれば、地方公務員をはじめとした多大な勤労者の労働条件の低下を招き、地域経済等にも重大な悪影響を与えることは必至です。

しかも、重要なことは、高専の教職員は非公務員であり、人事院勧告・国家公務員法体系の適用対象外であり、高専等に適用する合理的根拠は存在しません。各法人の給与等の労働条件は、労使交渉により決定されるものです。

こうした点をふまえ、貴職に対して下記事項について要求するものです。

## 記

- 1．貴職による教育職給与表の作成については、地域給導入等の「給与構造の見直し」を反映させないこと。
- 2．貴職として、運営費交付金の算定が給与引き下げの人事院勧告に連動しないよう政府、文部科学省、財務省等に要請を行うこと。
- 3．貴職は、今回の人事院勧告で仮に地域給導入等の「給与構造の見直し」が行われたとしても、それを適用せず、高等専門学校教職員の賃金・労働条件を改善する観点から、全大教と交渉・協議を行い、独立行政法人高専機構としての自主性と主体性をもった対応をされること。